

2019年度 「福祉の職場見学ツアー」実施要領

1 目的

少子高齢社会の進展に伴い、労働力人口が減少する中で、福祉・介護分野においては、今後更に福祉人材に対するニーズの増大が予想され、サービスを提供する人材の安定的な確保が重要な課題となっています。

そこで、求職者が円滑な求職活動を行うために、県内事業所等の協力のもと、複数の施設を見学する場を提供し、自身に合った就業先を検討する機会とすることを目的に開催する。

2 主催

静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター

3 共催

ハローワーク

4 対象者

県内の福祉・介護職場に就職を希望する一般県民、学生等

※概ね3～6人程度を想定（最少催行人数3人）

5 見学事業所

(1) 県内の福祉、介護事業所とし、次の条件に原則対応できる事業所

①求職者の送迎が可能なこと。（最寄の駅、他の事業所等）

②昼食会場の提供が可能なこと。また、場合によっては、有料、無料で昼食（有料の場合は求職者負担）を用意できること。

③求人の有無に関わらず、対応できること。

④社会福祉人材センター（以下、本会）から職場見学受入れに係る留意点について説明を受けていること。

(2) 見学コース及び事業所選定

①見学コースは、次のア～ウにより設定する。

ア 本会で地域性や受入体制、求職者の状況等を考慮の上、個別に事業所と調整し、設定する。

イ 求職者からの個別に見学コース設定の希望があった場合、事業所と調整の上、本会にて見学のコースを適宜設定する。

ウ 事業所自身が近隣の事業所（同一法人同士を除く）でコースを設定し、本会に見学ツアー実施の依頼があった場合。

②見学コースは、原則、近隣の事業所で選定する。

6 事業実施期間

期間：2019年4月から2020年2月末まで

7 福祉職場見学の内容

(1) 1日開催とし、見学事業所は概ね3か所程度とする。

(2) 見学時間は、1事業所おおよそ1時間程度とする。

- (3) 各事業所は、求職者に対して、おもてなしの気持ちを持って自施設等の概要や魅力を伝えるようにする。

7 各事業所間等の移動

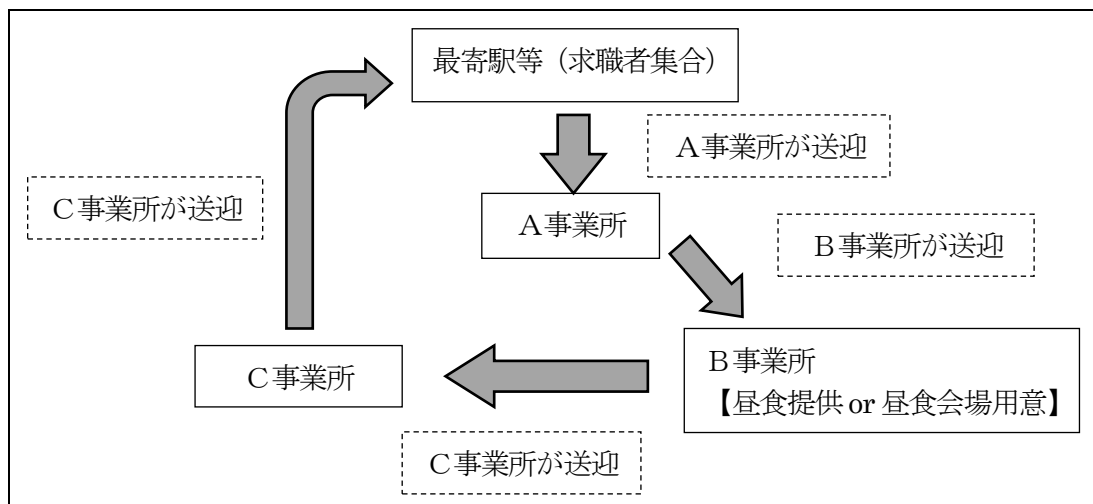
原則、見学を実施する事業所が求職者の送迎を行うこととする。

ただし、これにより難しい場合は、本会と協議の上、送迎方法を決定することとする。

<留意事項>

送迎の際は、交通ルールを守り、安全に配慮すること。

送迎のイメージ



8 経費の負担等

(1) 見学者の参加費は無料とし、集合場所までの交通費及び見学先での昼食代は見学者の自己負担とする。

(2) 送迎、見学等にかかる費用は、事業所負担とする。

9 実施方法

(1) 各施設・事業所からの受入承諾書（様式1）の提出

(2) 学生及び一般求職者の見学希望（様式2）の受付

(3) 受入れの調整等

(4) 見学後の報告等

ア 見学者は、施設見学終了時、「福祉の職場見学ツアー参加報告書」（様式3）を本会に提出する。

イ 当該施設・事業所は、「福祉の職場見学ツアー受入報告書」（様式4）を作成し、見学終了後、2週間以内に本会に提出する。

ウ 本会は、見学者に対し、見学後の参加アンケート等をもとに就業相談やあつ旋等のフォローアップを行う。

10 その他

万一の事故に備え、見学者はボランティア行事用保険に加入するものとする。

※本会が加入手続をし、費用を負担する。

11 問い合わせ先

静岡県社会福祉人材センター 人材課

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会内

TEL : 054 - 271 - 2110 FAX : 054 - 272 - 8831